

通勤手当の非課税限度額、再び改正へ

昨年末、通勤手当の非課税限度額が遡って改正されたことは記憶に新しいところですが、今年の4月以降に支給される通勤手当について、更に改正となりました。

● 変更点 ①

通勤距離が片道65km以上の交通用具使用者への通勤手当非課税限度額引き上げ

自動車等 交通用具を 使用する人への 通勤手当	片道の距離	課税されない額	
		改正前 →	改正後
	65km以上75km未満	38,700円	45,700円
	75km以上85km未満		52,700円
	85km以上95km未満		59,600円
	95km以上		66,400円

● 変更点 ②



通勤に伴う駐車場料金に対し、5,000円を限度として非課税通勤手当へ加算が可能に

対象者... 自動車や自転車など、交通用具を使用する人で、通勤距離の片道が2km以上、かつ一定の要件を満たす駐車場等を利用する人

一定の要件とは？

通勤のために、駐車する駐車場を利用し、勤務する場所の周辺、またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所、その他の施設の周辺であること

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。